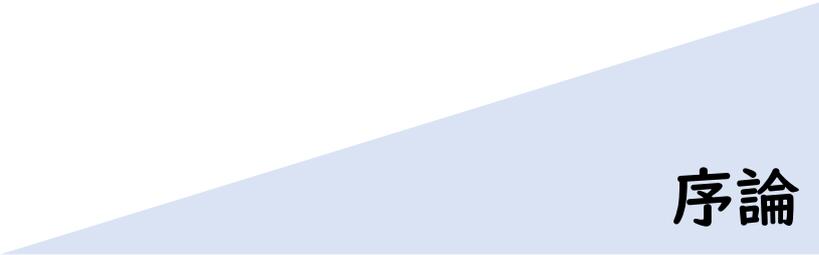


第6期大樹町総合計画

基本構想(案)

目次

序論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の役割	1
3 バックキャストリングによる計画づくり.....	2
4 総合計画の構成と期間.....	3
5 計画の進行管理	4
6 住民をはじめ多様な主体との協働.....	5
第2章 計画策定の前提.....	6
1 人口等の推移	6
2 就業構造の推移	7
3 対話による計画づくり	8
4 第5期総合計画基本計画の評価.....	10
5 住民のニーズ.....	11
6 時代の潮流	15
基本構想.....	19
第1章 第6期総合計画の考え方	19
1 大樹町の特徴	19
2 将来像の設定概念図	21
3 将来像	22
第2章 将来のフレーム	23
1 人口の推計	23
2 土地利用の基本方針	24
第3章 施策の体系	25
第4章 SDGs(持続可能な開発目標)との関連.....	26



序論

序論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町は、これまで5期にわたって総合計画を策定し、その時代と住民ニーズに適合した計画を掲げ、目指すべきまちづくりの実現に向けて取り組んできました。

第5期総合計画では、「～活力とやすらぎあふれるまちづくり～大いなる挑戦の継続」を基本理念に、「～暮らしと明日を彩る清流の里～コスモスのまち大樹」をテーマに掲げ、人口減少と少子高齢化が進む中、住民生活のセーフティネットとなる行財政運営を進めるとともに、教育環境の整備、子育て支援、産業の振興、住民との協働によるまちづくりなどに取り組んできました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による農林水産業、商工業等の基幹産業への影響、令和4(2022)年2月24日のロシアのウクライナ侵攻等による幅広い資源価格の高騰など、住民生活をとりまく状況は厳しさを増しています。

加えて、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の推進や急速に進むデジタル化への対応なども求められています。

本町では、これからの困難な時代に、効率的で効果的な町政運営がより一層必要となると考えており、これからの住民活動と町政運営の指針となる令和6(2024)年度からの10年間を見通した「第6期大樹町総合計画」を策定します。

2 計画の役割

総合計画には、「まちづくりの理念や方向性と将来像」、「住民参画・協働の総合指針」、「計画的な行財政運営の総合指針」を明らかにする役割があります。

多様な主体によるまちづくりを推進していくために、「まちづくりの理念や方向性と将来像」を明らかにし、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎としての役割があります。

地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくために、住民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚して、互いが対等な立場で協働し、より一層の連携を深めてまちづくりを推進するための「住民参画・協働の総合指針」としての役割があります。

まちには、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、自ら実行できる行財政体制の確立が求められており、選択と集中を踏まえた自立したまちを経営・マネジメントする視点に立った「計画的な行財政運営の総合指針」としての役割があります。

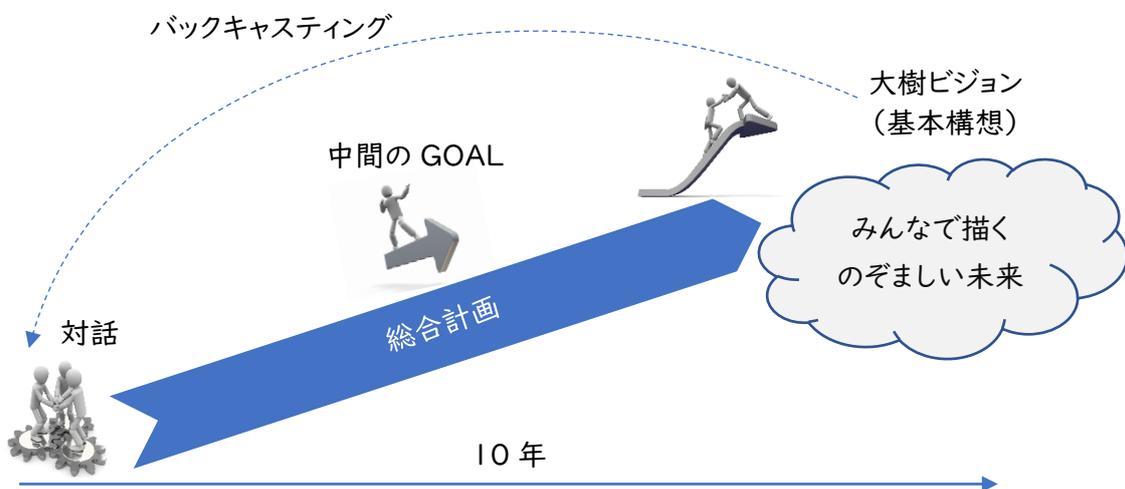
3 バックキャストによる計画づくり

変化を生み出していこうとするとき、過去の動向を踏まえ、現状からどんな改善ができるかを考えて、改善策を積み上げていくような考え方をフォアキャスト (forecasting) といいます。それに対し、未来の姿から逆算して現在の施策を考える発想をバックキャスト (backcasting) といいます。

別の言葉で言えば、フォアキャストは現状を考えた改善的なアプローチ、バックキャストはイノベーションを含んだ爆発的なアプローチとも言えます。この2つの考え方は、どちらが優れているという性質のものではなく、本来はケースバイケース、相互補完的なものです。

第6期総合計画策定にあたっては、バックキャストの視点を取り入れ、望ましい未来の姿から大きな変化を生み出していくと期待できる施策を積み上げる手法を取り入れています。

【バックキャストのイメージ】



4 総合計画の構成と期間

第6期総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されており、それぞれの内容構成と期間は次のとおりとなっています。

(1) 基本構想

基本構想は、本町の特性、住民のニーズ、時代の潮流、直面している課題等を検討し、これらを踏まえて、将来像や基本目標などを示すものであり、令和6(2024)年度を初年度とし、令和15(2033)年度を目標年度とする10年間の長期構想です。

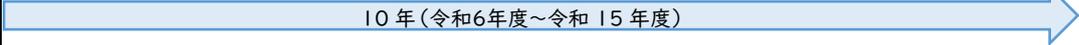
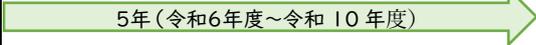
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定める施策の体系に基づき、今後、取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。計画期間は、基本構想と同様となりますが、中間年において、時代の潮流や施策の進捗状況などを点検して見直しを行います。

(3) 実施計画

基本計画に掲げる施策に基づき、具体的に実施する事業を展開する上で、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示し、毎年度、ローリング方式^{※1}により評価・見直しを行います。

【総合計画の構成と期間】

年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
基本構想	基本構想 10年(令和6年度～令和15年度) 									
基本計画	基本計画 10年(令和6年度～令和15年度) 									
実施計画	前期実施計画 5年(令和6年度～令和10年度) 					後期実施計画 5年(令和11年度～令和15年度) 				
	毎年度、ローリング方式により評価・見直し									

※1 ローリング方式

計画と現実のズレを防ぐために、施策や事業の部分的な修正や見直しを定期的に行っていく計画管理の方法。

5 計画の進行管理

総合計画の進行管理については、住民参画のもと PDCA (Plan Do Check Action) サイクルを回し、着実に進めていくこととします。

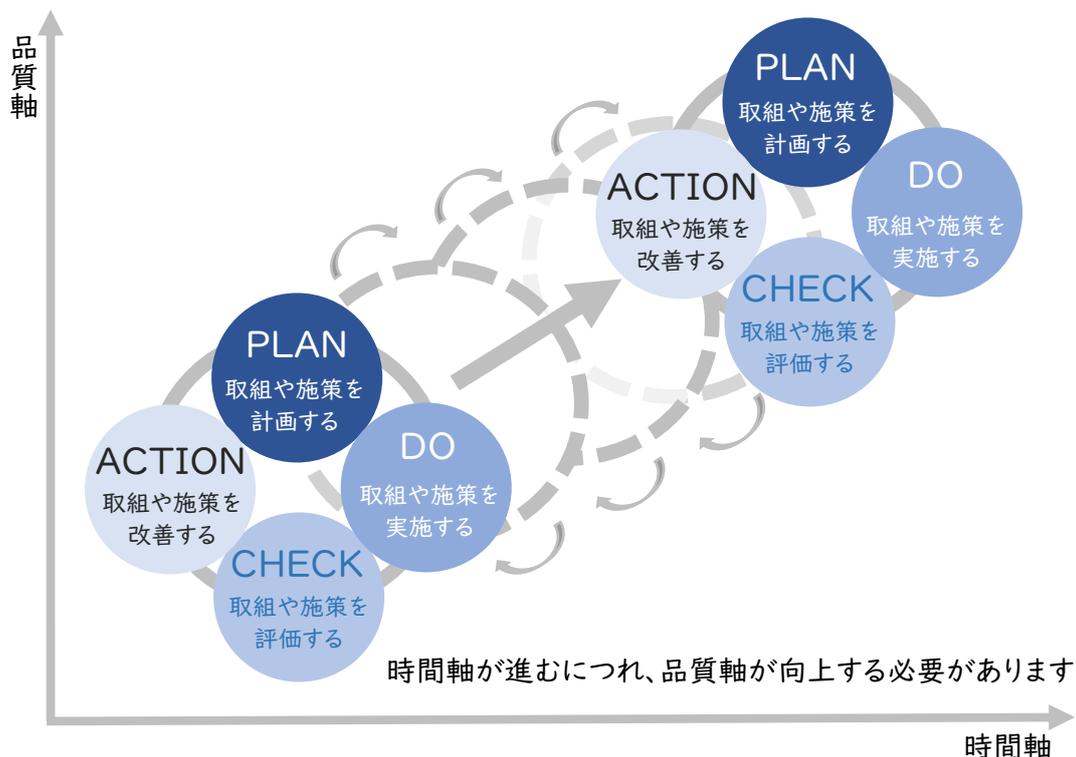
PDCA サイクルは、総合計画の進捗状況の評価から、現在の課題を把握し、その改善を図っていくという“フォアキャスティング”の考え方を取り入れたものです。

これに加えて、変化の激しい時代に対応していくため、新たなものを創造し、変革を起こすことで経済や社会に価値を生み出すイノベーションを取り入れていくことも重要視していきます。

このイノベーションは、新技術の導入だけではなく、新しいサービスの供給方式や新たなシステム構築による組織形成、情報伝達の手段なども幅広く含む概念であり、今後、直面していく人口減少や少子高齢社会、デジタル化をはじめとした変化の激しい時代に対応していくため、従来とは異なる価値の創出を追求していきます。

その際、住民、議会に加え、行政区などのコミュニティ組織、企業等の地域社会を支えるさまざまな主体が、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ともに、新しい将来のビジョンを共有しながら計画推進にあたっていくこととします。

【PDCAサイクル概念図】



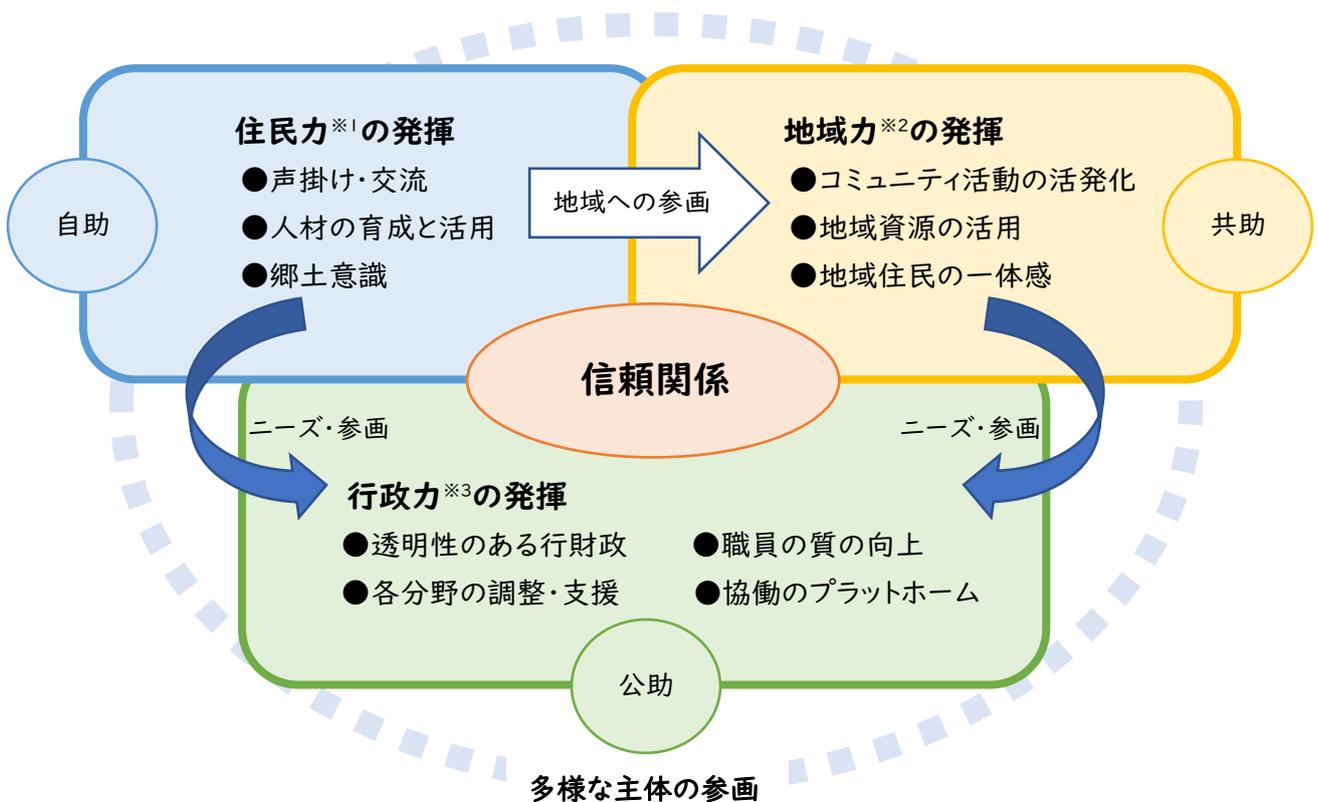
6 住民をはじめ多様な主体との協働

住民、事業所、関係団体、地域などの多様な主体の参画を促し、それぞれが持つ力を存分に発揮するパートナーシップを構築し、効果的な事業展開を図ります。

まちが保有するデータ（オープンデータ）の利活用の拡充や、広聴広報活動を通じて町政に対する理解を促進し、多様な主体による多面的なネットワークを形成します。

また、グローバル化の進展や第4次産業革命などによる社会経済情勢の変化に対応し、広く国内外に向けてまちの持つさまざまな価値や魅力を発信していくため、これまでの取組から生まれたつながりを最大限活用し、国内外との交流基盤を強化します。

【協働によって発揮する3つの力】



※1 住民力

住民が自主的に地域における課題の解決に取り組んでいく力。

※2 地域力

地域社会の諸課題について、地域の構成員が、自ら課題の所在を認識し、自律的に町内外の主体との協働を図りながら、地域課題を解決したり、地域としての価値を創造していく力。

※3 行政力

自治体の「ちから」であり、まちとしての「実力」。自律した自治体の健全な経営を行っていく力量であり、効果的な施策を立案・展開できる職員力。

第2章 計画策定の前提

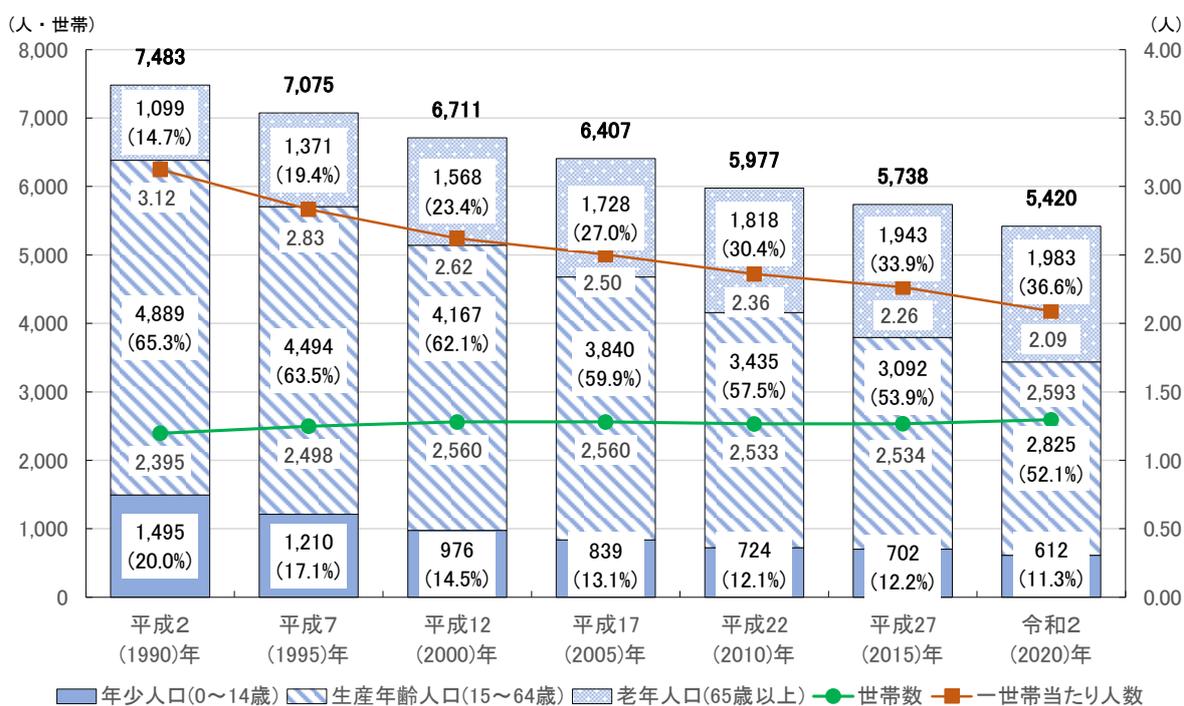
1 人口等の推移

国勢調査による本町の総人口の推移をみると、令和2(2020)年では5,420人で、平成2(1990)年と比較して、2,063人(27.6%)減少しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移していますが、高齢者人口は増加傾向で推移しており、特に年少人口は令和2(2020)年と、平成2(1990)年と比較すると半数以下となっています。

世帯数は横ばいで推移しており、一世帯当たり人数は減少しています。

【人口等の推移】



	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
年少人口(0~14歳)	1,495	1,210	976	839	724	702	612
生産年齢人口(15~64歳)	4,889	4,494	4,167	3,840	3,435	3,092	2,825
老年人口(65歳以上)	1,099	1,371	1,568	1,728	1,818	1,943	1,983
総人口	7,483	7,075	6,711	6,407	5,977	5,738	5,420
世帯数	2,395	2,498	2,560	2,560	2,533	2,534	2,593
一世帯当たり人数	3.12	2.83	2.62	2.50	2.36	2.26	2.09

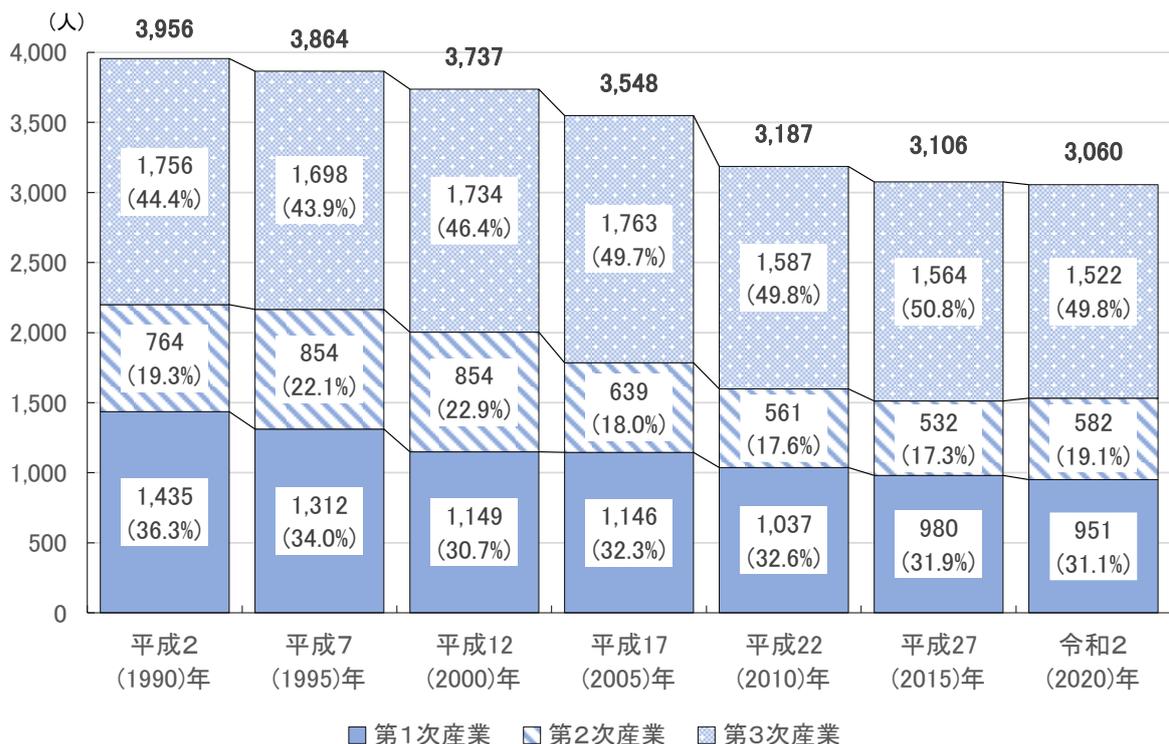
資料:各年国勢調査

2 就業構造の推移

国勢調査による本町の就業者数の推移をみると、減少傾向となっています。

令和2(2020)年と、平成2(1990)年を比較すると、第1次産業、第2次産業、第3次産業の就業者数はそれぞれ減少傾向にあります。第3次産業の就業者数は減少率が低くなっており、相対的にその比率が高まっています。

【就業者数と就業構造の推移】



	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
第1次産業	1,435	1,312	1,149	1,146	1,037	980	951
第2次産業	764	854	854	639	561	532	582
第3次産業	1,756	1,698	1,734	1,763	1,587	1,564	1,522
分類不能の産業	1	0	0	0	2	30	5
就業者数	3,956	3,864	3,737	3,548	3,187	3,106	3,060

資料：各年国勢調査

3 対話による計画づくり

第6期総合計画策定にあたっては、対話による計画づくりを最重視し、次のとおり住民参画の取組を実施しました。

(1) まちづくり住民アンケート調査

住民の町政に対する満足度や日常生活の中で感じていることを把握し、これからの総合計画に反映させることで、住みよいまちづくりを実現していくことを目的に実施しました。

- ①実施時期 令和4年10月～11月
- ②対象者 年齢層を考慮して無作為に抽出した18歳以上の住民1,500人
- ③調査方法 郵送とWeb方式による調査票の配布・回収
- ④回収結果 有効回収数495票 有効回収率33.0%

(2) 中学生・高校生アンケート調査

本町の次代を担う中学生及び高校生の意見や希望を把握するとともに、まちづくりへの参画を促進することを目的に実施しました。

- ①実施時期 令和4年11月
- ②対象者 町内の中学生・高校生
- ③調査方法 学校を通じた調査票の配布・回収
- ④回収結果 中学生 有効回収数125票 有効回収率92.6%
高校生 有効回収数78票 有効回収率95.1%

(3) まちづくり団体アンケート調査

日頃から町内で活躍されている団体等の皆様の意見や提案を把握し、総合計画策定における基礎的な資料とさせていただくことを目的に実施しました。

- ①実施時期 令和4年10月～11月
- ②対象者 町内の団体等
- ③調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- ④回収結果 有効回収数74票 有効回収率71.2%

(4) 住民ワークショップ

住民と協働して総合計画策定を進めることを目的に実施しました。

- ①実施時期 令和5年1月24日、2月7日、2月21日の3回
- ②参加者 住民26名
- ③実施場所 大樹町福祉センター 1階 中会議室
- ④進め方 参加者がまちの課題とやるべきこと、自分や地域でできることについて自由に意見やアイデアを出し合うワークショップにワールドカフェ方式を併用して実施しました。

(5) 子育て世代との団体懇談会

子育て世代の意見を総合計画に反映させることを目的に実施しました。

- ①実施時期 令和5年2月 22 日
- ②参加者 子育て世代の住民3名、移住コーディネーター1名
- ③実施場所 大樹町生涯学習センター 2階 視聴覚室
- ④進め方 参加者が本町での子育てに関する課題と要望について自由に意見やアイデアを出し合う座談会方式で懇談を実施しました。

(6) パブリックコメント

パブリックコメントによるご意見をいただき、多くの住民の皆さんの声を反映して、最終的に総合計画を策定しました。

- ①実施時期 令和●年●月
- ②実施方法 ホームページ及び町内放送による周知、町内の公共施設における資料の配布、ホームページにおける提出意見及びその意見に対するまちの考え方の公表

4 第5期総合計画基本計画の評価

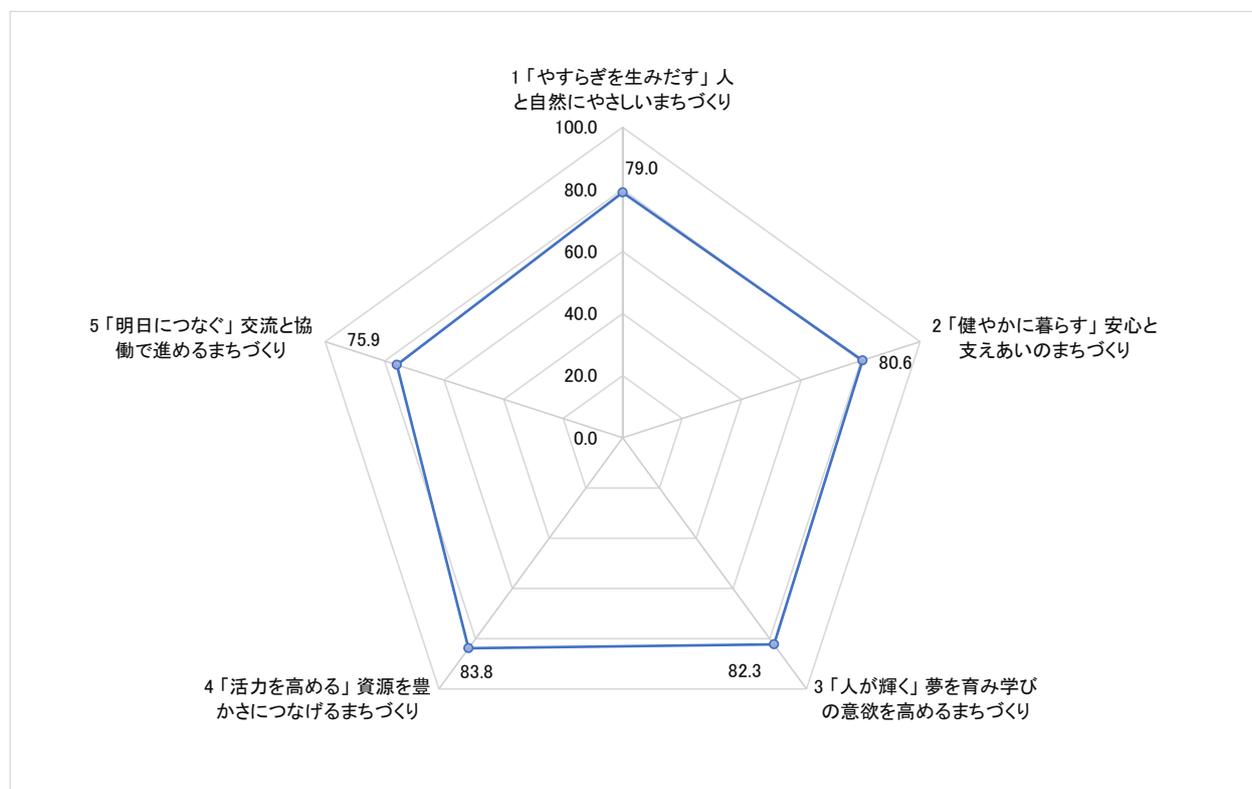
第6期総合計画策定の基礎資料とするため、第5期総合計画基本計画の5つの章ごと、それぞれに位置付けられている施策について、「達成度」、「第6期総合計画に向けて考えられる課題や必要な取組」、「拡充、維持、効率化・統合、休・廃止の方向性」について、令和5年3月31日（令和4年度終了）時点の評価基準日として、自己評価を行いました。

主な施策ごとに採点（100点、80点、60点、40点、20点の5段階）を行い集計した結果、計画全体の評価点は80.2点となりました。

なお、5つの章ごとの評価点は、第1章『「やすらぎを生み出す」人と自然にやさしいまちづくり』が79.0点、第2章『「健やかに暮らす」安心と支えあいのまちづくり』が80.6点、第3章『「人が輝く」夢を育み学びの意欲を高めるまちづくり』が82.3点、第4章『「活力を高める」資源を豊かさにつなげるまちづくり』が83.8点、第5章『「明日につなぐ」交流と協働で進めるまちづくり』が75.9点となりました。

また、第5期総合計画において、「まちづくりの指標」として、目標年（令和5（2023）年）における総人口を5,200人と設定していましたが、令和5年4月1日時点における総人口は5,402人と目標設定値を約200人超える結果となっており、第5期総合計画に掲げる各施策を着実に推進してきた成果であると推測されます。

【5つの章ごとの評価点】



5 住民のニーズ

(1) まちづくり住民アンケート調査

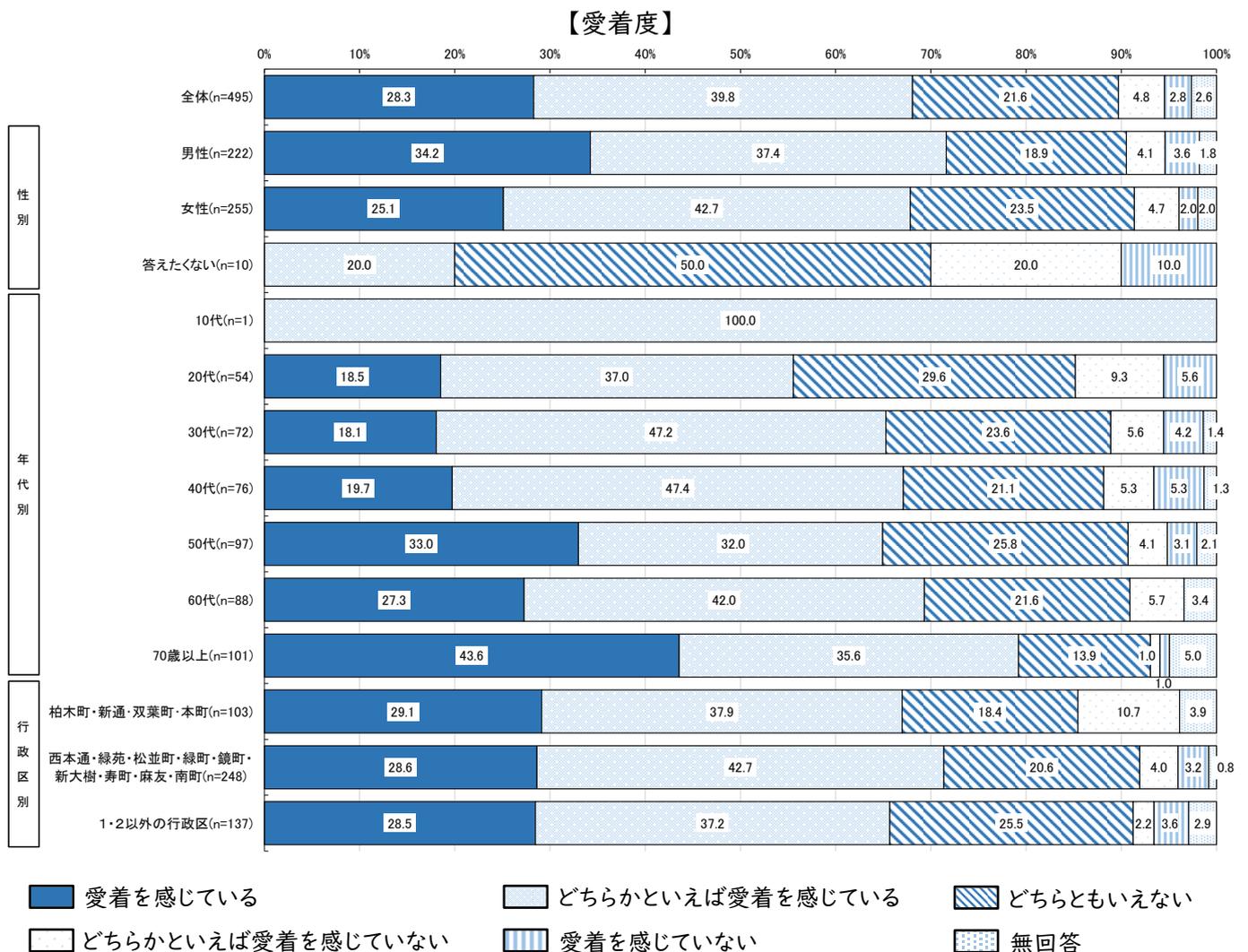
① 愛着度

愛着度について、「愛着を感じている」(28.3%)と「どちらかといえば愛着を感じている」(39.8%)を合わせた『愛着を感じている』は68.1%となっています。

一方、「どちらかといえば愛着を感じていない」(4.8%)と「愛着を感じていない」(2.8%)を合わせた『愛着を感じていない』は7.6%となっています。

性別でみると、男性のほうが「愛着を感じている」の割合が女性より高くなっています。

年代別でみると、「愛着を感じている」は70歳以上の割合が高く、20代が低くなっていますが、30代以上の層で6割以上が『愛着を感じている』となっています。行政区別でみると、西本通・緑苑・松並町・緑町・鏡町・新大樹・寿町・麻友・南町では『愛着を感じている』の割合が他の行政区と比べると高くなっています。



②満足度

満足度について、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』は、「高規格道路や国道・道道など基幹道路の整備」(48.7%)が最も高く、次いで、「病院機器の更新、健診や予防接種など地域医療の充実」(40.8%)、「消防・救急体制の整備」(37.0%)、「公共下水道や個別排水処理施設・上水道施設の整備」(35.4%)、「町道や農道の整備」(33.3%)の順となっています。

一方、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』は、「除雪対策」(29.3%)が最も高く、次いで、「公園や緑地などの整備」(24.6%)、「ふれあいバスなどの公共交通機関の確保」(19.8%)、「町道や農道の整備」(18.8%)、「新たな特産品開発など地場産業の振興」(17.6%)の順となっています。

【満足度『満足』の上位5項目】

項目		割合
1-②	高規格道路や国道・道道など基幹道路の整備	48.7%
3-①	病院機器の更新、健診や予防接種など地域医療の充実	40.8%
2-⑤	消防・救急体制の整備	37.0%
2-⑦	公共下水道や個別排水処理施設・上水道施設の整備	35.4%
1-①	町道や農道の整備	33.3%

【満足度『不満』の上位5項目】

項目		割合
2-④	除雪対策	29.3%
2-②	公園や緑地などの整備	24.6%
1-③	ふれあいバスなどの公共交通機関の確保	19.8%
1-①	町道や農道の整備	18.8%
5-⑥	新たな特産品開発など地場産業の振興	17.6%

③重要度

重要度について、「重要」と「やや重要」を合わせた『重要』は、「除雪対策」(80.4%)が最も高く、次いで、「病院機器の更新、健診や予防接種など地域医療の充実」(68.9%)、「消防・救急体制の整備」(66.7%)、「防災対策の充実」(63.2%)、「高規格道路や国道・道道など基幹道路の整備」(62.2%)の順となっています。

一方、「あまり重要でない」と「重要でない」を合わせた『重要でない』は、「北海道スペースポート構想の推進」(16.4%)が最も高く、次いで、「姉妹都市・友好都市や銀河連邦共和国など地域間交流の拡大」(13.7%)、「太陽光発電システム整備など省エネ・省資源対策」(8.9%)、「行政区やコミュニティ活動の充実」(7.3%)、「消費生活相談員の増員など消費者対策の充実」(6.7%)の順となっています。

【重要度『重要』の上位5項目】

項目		割合
2-④	除雪対策	80.4%
3-①	病院機器の更新、健診や予防接種など地域医療の充実	68.9%
2-⑤	消防・救急体制の整備	66.7%
2-⑥	防災対策の充実	63.2%
1-②	高規格道路や国道・道道など基幹道路の整備	62.2%

【重要度『重要でない』の上位5項目】

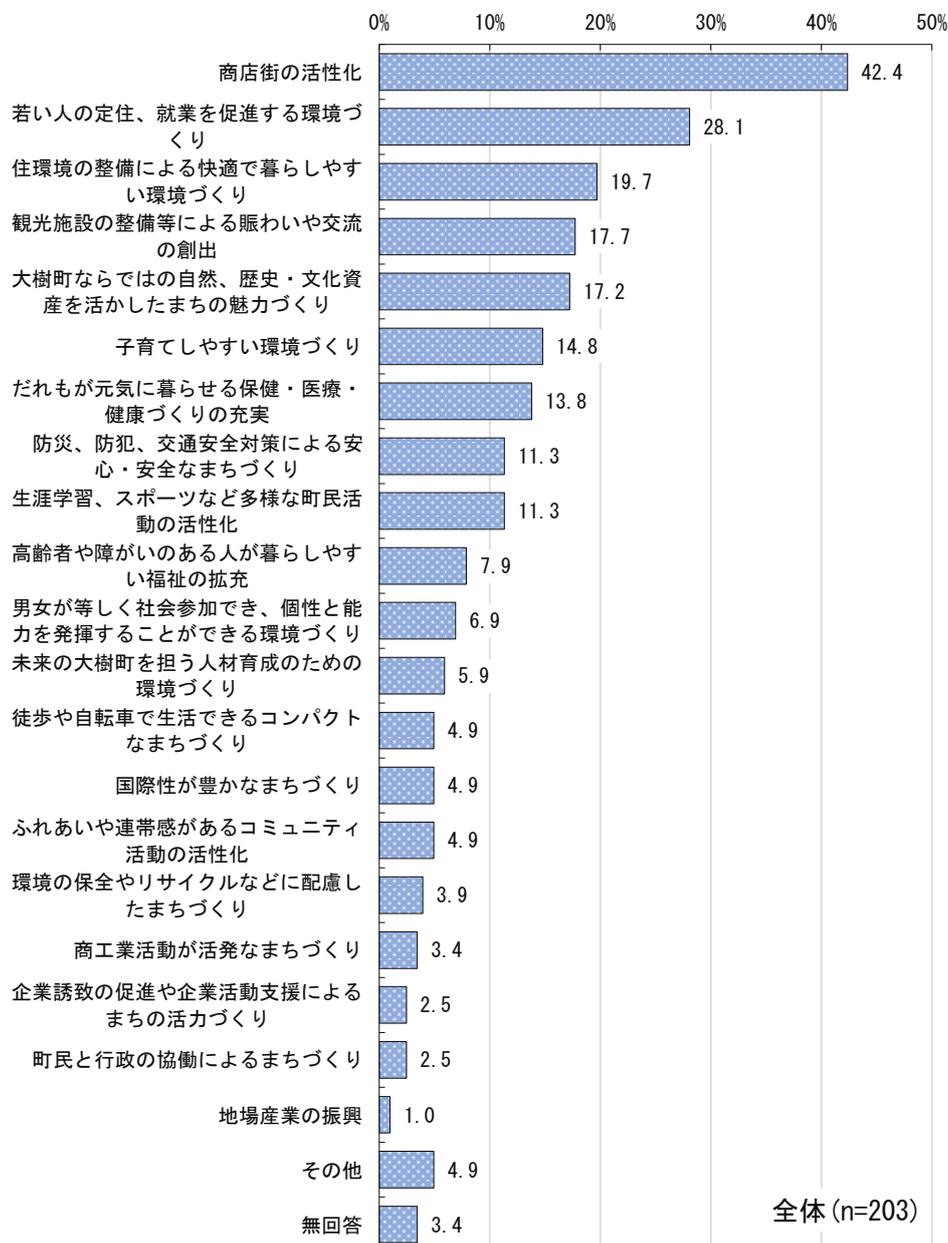
項目		割合
6-⑤	北海道スペースポート構想の推進	16.4%
6-④	姉妹都市・友好都市や銀河連邦共和国など地域間交流の拡大	13.7%
1-⑥	太陽光発電システム整備など省エネ・省資源対策	8.9%
6-③	行政区やコミュニティ活動の充実	7.3%
5-⑨	消費生活相談員の増員など消費者対策の充実	6.7%

(2) 中学生・高校生アンケート調査

①魅力的なまちとなるために必要な取組

これからの大樹町が、もっと住みやすく、魅力的なまちとなるために必要な取組について、「商店街の活性化」(42.4%)が最も高く、次いで、「若い人の定住、就業を促進する環境づくり」(28.1%)、「住環境の整備による快適で暮らしやすい環境づくり」(19.7%)、「観光施設の整備等による賑わいや交流の創出」(17.7%)、「大樹町ならではの自然、歴史・文化資産を活かしたまちの魅力づくり」(17.2%)、「子育てしやすい環境づくり」(14.8%)、「だれもが元気に暮らせる保健・医療・健康づくりの充実」(13.8%)、「防災、防犯、交通安全対策による安心・安全なまちづくり」と「生涯学習、スポーツなど多様な住民活動の活性化」(同率11.3%)の順となっています。

【魅力的なまちとなるために必要な取組】



6 時代の潮流

第6期総合計画策定にあたっては、次のような社会状況の変化に留意します。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、数度にわたる、緊急事態宣言や蔓延防止措置が発令されました。このことは、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、人々の行動・意識さらには景気動向にまで多方面に影響を及ぼしています。一方、地方移住への関心の増加、テレワーク^{※1}の普及等、人々の行動・意識の変化、働き方の変化も見られます。このことから、感染症の感染拡大の防止や地域経済の回復に全力で取り組むとともに、社会や人々の動き、意識の変化を捉えた取組が重要となります。

(2) デジタル化の推進

令和3(2021)年5月、デジタル社会の形成による経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的としたデジタル改革関連法が成立しました。また、令和3(2021)年9月、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX(デジタルトランスフォーメーション)^{※2}を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指し、デジタル庁が設置されました。行政をはじめ、地域社会全体のDXを進めることにより、新たな産業やサービスの創出、暮らしの利便性や安全性の向上、簡便な行政サービスの提供が期待されます。

(3) カーボンニュートラルの推進

令和2(2020)年10月、国は、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。国は、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、地球温暖化への対応を成長の機会と捉え、洋上風力・太陽光・地熱、水素、自動車・蓄電池産業等14分野について、強力に施策を推進していくこととしています。

(4) 危機管理体制の充実

わが国の1時間降水量50mm以上の年間発生件数は増加しています。過去10年間(平成23(2011)~令和2(2020)年)の平均年間発生件数(約334回)は、統計期間の最初の10年間(昭和51(1976)~昭和60(1985)年)の平均年間発生回数(約226回)と比べて約1.5倍に増加しています。気候変動の影響により激甚化する自然災害に対応するため、本町においても、地震・津波・集中豪雨などの自然災害から住民の命と財産を守るための取組は、一層の重要性を増しているところです。特に、近い将来発生する可能性が高いとされている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震においては、沿岸部を有する本町にとって深刻な津波被害が予想されており、町域の強靱化と平時からの防災・減災対策を進めていくことが重要となります。

さらに、新型感染症などのさまざまな不測の事態に対するまちの危機管理体制について、個別マニュアルの整備や職員の危機管理意識の醸成などを平時から進めておく必要があります。

※1 テレワーク

情報通信技術を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

※2 DX(デジタルトランスフォーメーション)

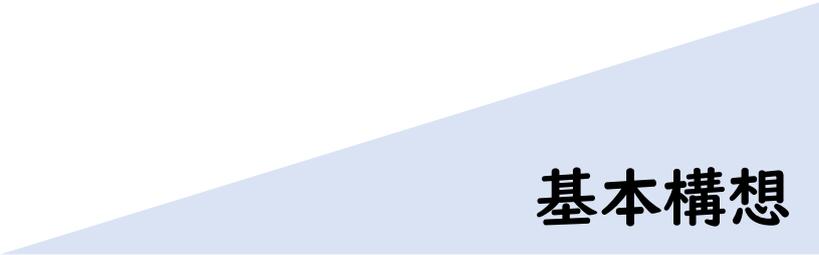
IT技術が社会に浸透することで、人々の生活がより良いものへ変革するという概念。

(5) 人口減少、少子高齢化への対応

本町におけるこれからの10年間は、人口減少が進み、高齢者人口も減少していく時期にあたります。この時期は、少子高齢社会の進行が及ぼす主要産業への影響をはじめ、地域コミュニティをめぐるさまざまな諸課題がさらに顕在化してくることが予見されます。今後の行政運営は、過去からの延長線ではなく、今後、現れてくる変化・課題を克服する姿を想定した上で、現時点から取り組むべき方策を整理する視点が重要であり、現状改良の視点だけでなく、新しいイノベーションを旺盛に取り入れていくことが求められます。

(6) ネットワーク型社会の構築

新たな技術を基盤として、各主体の持つ情報を共有し、資源を融通し合うこと等により、組織や地域の枠を越えて多様な主体が連携し合うネットワーク型社会を構築していくことが重要になります。本町においては、住民に最も身近な基礎自治体としての役割を果たすため、今後の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形（SDGs の視点）で行政サービスを提供していくことが最重要であると考えます。住民、議会に加え、行政区などのコミュニティ組織、企業等の地域社会を支えるさまざまな主体が、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ともに、新しい将来のビジョンを共有しながら計画推進にあたっていくことが求められます。



基本構想

基本構想

第1章 第6期総合計画の考え方

1 大樹町の特性

大樹町から連想されるのは、歴舟川、日高山脈、太平洋、畑、森林、コスモス、牛、牛乳、チーズ、砂金、宇宙、ミニバレーなど、イメージカラーとなる資源はさまざまあります。これらの特性を生かした持続可能なまちづくりを進めていくことが大切です。

【沿革】

まちの沿革としては、この地には、古くは先住民族であるアイヌの人たちが生活していました。そして、寛永12(1635)年頃からアイボシマ地区で砂金採取が始まりました。

明治19(1886)年には、十勝開拓の祖 依田勉三率いる晩成社が現在の生花地区で牧畜業を開始し、その後、主に本州からの入植者により町内各地で本格的な開拓が始まりました。

昭和3(1928)年には、現在の広尾町から大樹村として分村し、昭和24(1949)年に旧忠類村(現幕別町忠類地区)を分村、昭和26(1951)年に町制が施行され、昭和30(1955)年に旧大津村西部を編入し、現在に至っています。

【自然】

町域は、十勝平野の南部、南十勝地域の中央に位置し、西は日高山脈、東は太平洋に面し、まちの中央を「清流 歴舟川」が流れています。面積は815.67平方キロメートルですが、その7割は国有林を中心とする山林で、可住地面積はおよそ3割となっており、四季折々の表情を見せる自然が豊かなまちです。

気候は大陸型で、四季を通じて快晴の日が多く、降水量は1,100mm程度、降雪量も多くありませんが、年間の気温差が大きく、特に12月から2月の厳寒期には氷点下20度を下回ります。また、春から夏にかけては、海霧の発生により気温の上がらない日がみられます。

【産業】

基幹産業は農業を中心とした第1次産業であり、特に酪農は国内有数の大規模経営となっています。

製造業では、大手乳業会社のチーズ工場や漬物工場、製材工場などが地元の農畜産物や木材の加工を行っています。

商業は、人口減少や帯広市商圏への購買力の流出などにより、事業所数が減少しています。

【施設】

認定こども園については、社会福祉法人が運営する施設が市街地に1か所、本町が運営する施設が郡部(尾田地域)に1か所あり、小学校・中学校については、各1校ずつあります。また、道立の大樹高等学校があり、まちと連携のもと、特色ある教育が進められています。

保健・介護福祉施設については、高齢者保健福祉推進センターのほか、特別養護老人ホームや老人保健施設、通所介護施設が本町及び社会福祉法人の運営により開設されています。

医療機関については、町立国民健康保険病院と医院2か所、歯科医院2か所があり、住民の健康を支えています。

社会教育施設としては、生涯学習センターや郷土資料館のほか、体育館、武道館、プールや運動公園施設などがあり、多くの住民の学習やスポーツ・文化活動に利用されています。

また、道の駅「コスモール大樹」は、特産品の販売や地域情報の発信拠点として多くの人を集め、商業の複合施設としても利用されています。

【持続可能なまちづくり】

本町では、令和3(2021)年12月に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、住民、事業者、行政が一体となって地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

また、脱炭素社会の実現に向け、地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた再生可能エネルギーの導入目標や地域の将来ビジョンを示す大樹町再生可能エネルギー導入計画を策定するとともに、公共施設での木質チップボイラーの導入を促進し、地域の木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギーの地産地消を進めています。

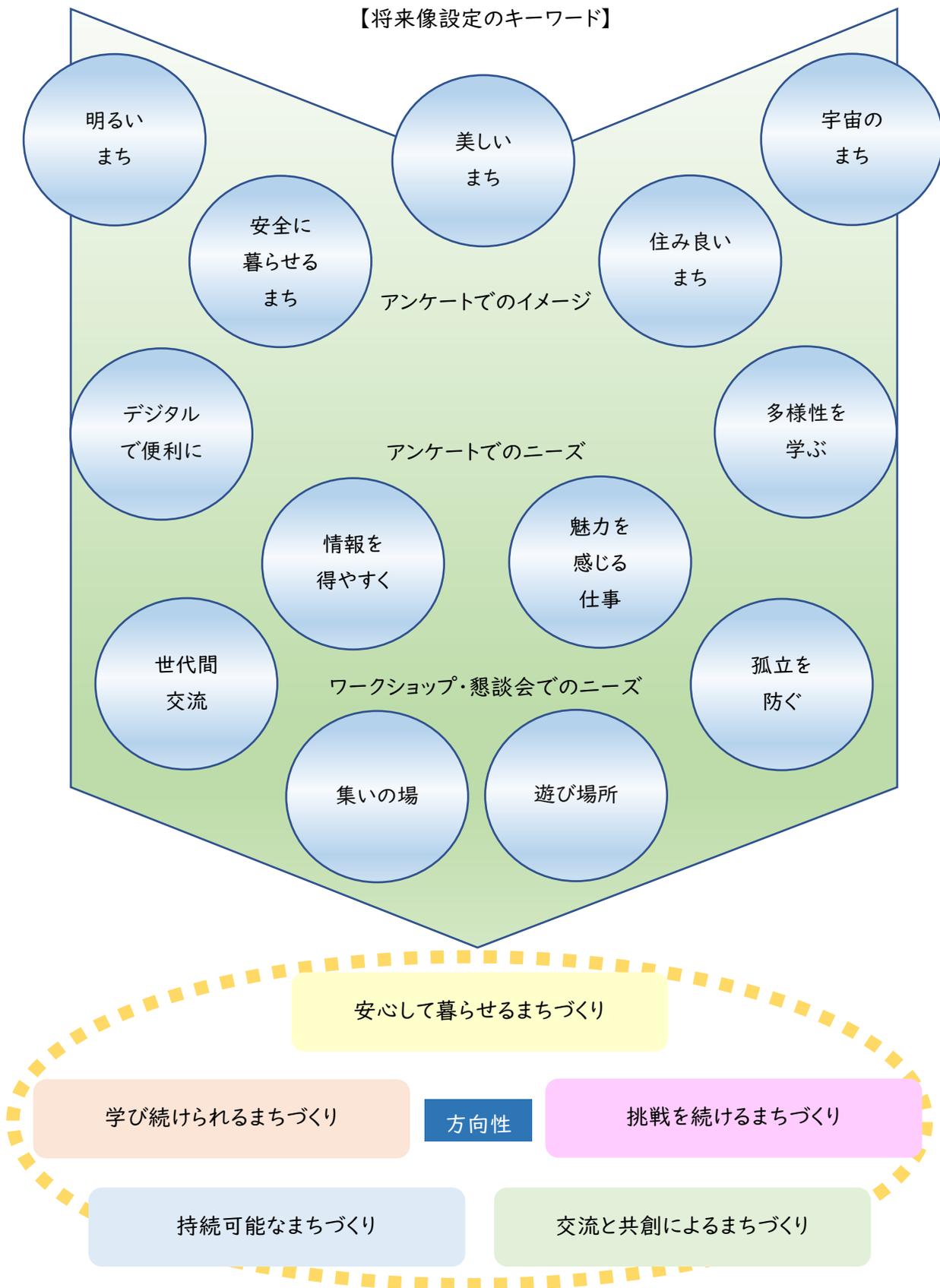
【宇宙とのつながり】

「北海道に、宇宙版シリコンバレーをつくる」という計画の実現に向け、アジア初の民間にひらかれた商業宇宙港「北海道スペースポート(HOSPO)」が令和3(2021)4月から本格稼働しています。

平成28(2016)～平成30(2018)年には、地域の関係企業・団体等で構成する「宇宙のまちづくり推進協議会」において協議を行い、令和元(2019)年に「北海道スペースポート構想」を公表、その後、地域再生計画「大樹発!航空宇宙産業集積による地域創生推進計画」について内閣府の認定を受けています。

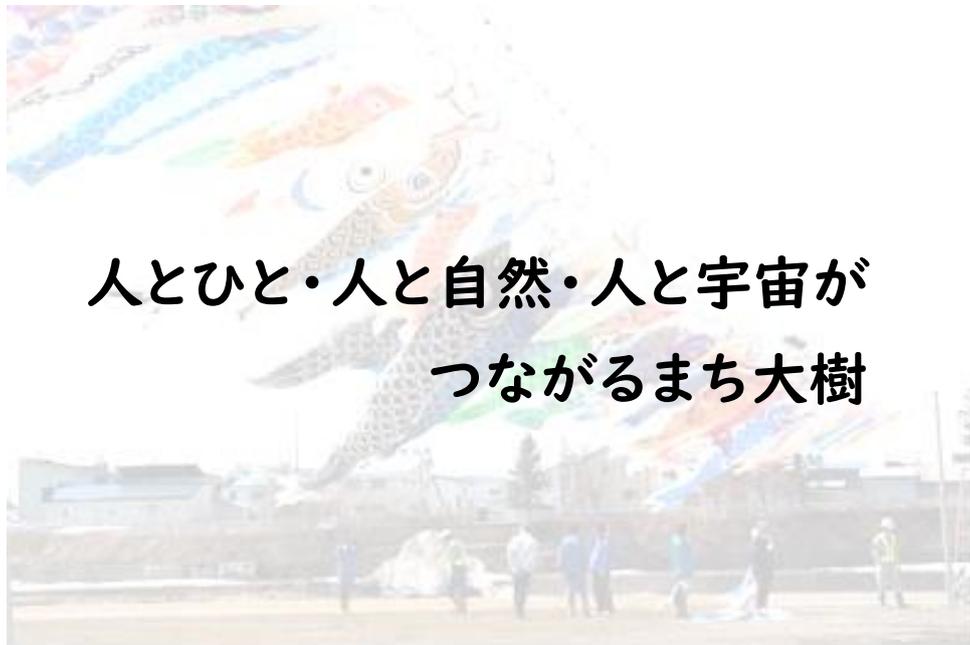
この計画を具現化し、事業を推進するため、本町及び6つの道内企業等が出資して、SPACE COTAN 株式会社を設立、HOSPO の運営、ロケット及び宇宙旅行等を目的とした宇宙船(スペースプレーン)の打上げ支援業務等をはじめ、航空宇宙産業発展に向けた研究・開発ならびに地域創生を含むビジネス機会の提供をサポートしています。

2 将来像の設定概念図



3 将来像

将来像を次のように設定して、各施策を取り組んでいきます。



「人とひと」は、あたたかい人と人のふれあい、思いやりや助け合いなどを示し、「人と自然」は、豊かで美しい自然に触れ、それができる生活や活動を楽しみ、大切にしていくことを示し、「人と宇宙」は、アジア初の民間にひらかれた商業宇宙港「北海道スペースポート」を核として、航空宇宙関連企業の集積、大学など産官学金が連携し、人が集まることを示しています。

そして、それぞれの「つながり」を大切に、町内外の人を問わず、誰にも居場所のあるまちをつくりあげていくことを目指します。

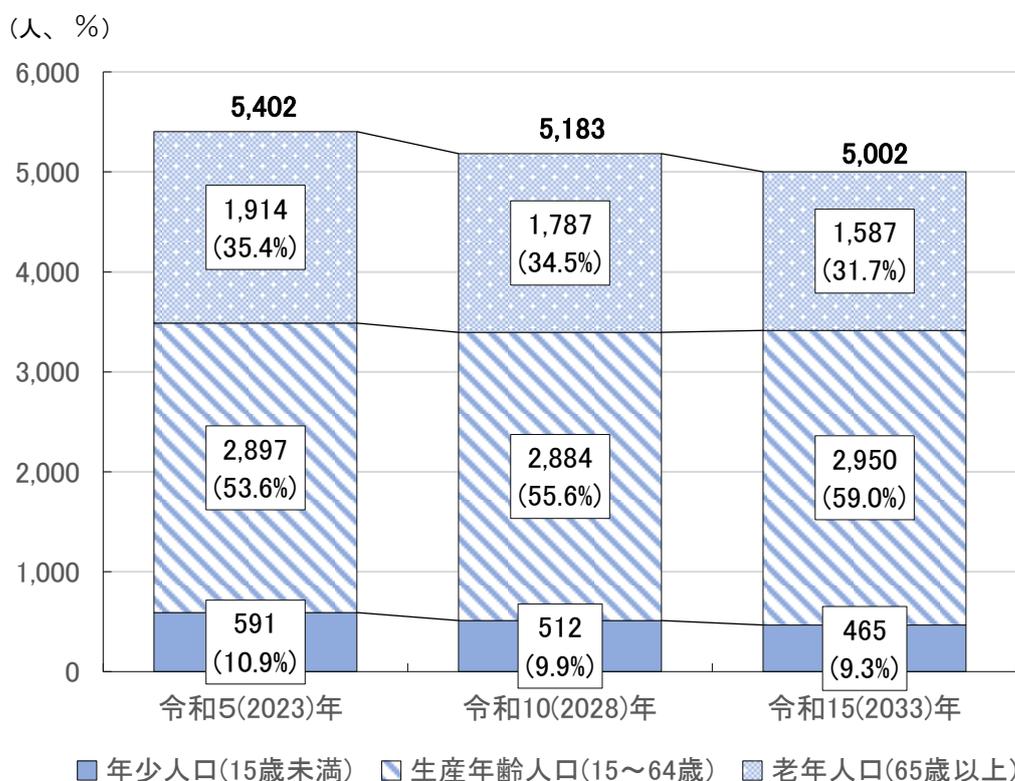
第2章 将来のフレーム

1 人口の推計

本町の人口は、これまで減少傾向で推移していますが、過去5年間の住民基本台帳の男女1歳階級別人口の推移をもとに、コーホート変化率法※1で推計した場合、第6期総合計画の目標年度である令和15(2033)年には、5,002人程度となると推計されます。

また、年少人口と老年人口は減少していきませんが、生産年齢人口は、やや増加することが予測されています。

【人口の推計】



※1 コーホート変化率法

同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団(コーホート)について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2 土地利用の基本方針

土地は、住民生活、産業経済活動の共通の基盤であるとともに、地域の自然環境を構成する貴重な資源でもあります。まちづくりの基盤である土地の利用については、自然環境への影響にも配慮しながら、社会的な必要性に適切に対応し、総合的かつ計画的な視点から整備・開発・保全を進めていく必要があります。

(1) 住宅地

住宅地については、安全で良好な住環境を維持するため、今後増加が予想される空き家・空き地の有効活用や安全対策を推進するとともに、宅地整備や公共施設の適正配置を図るなど計画的な土地利用に努めます。

(2) 商工業地

商業地については、買物などの日常生活を支える場として、生活利便性の確保に努めます。

工業用地については、地域経済の活性化と新たな雇用の確保に向け、新産業の創出や企業誘致等の推進に寄与する土地利用と基盤整備を進めます。

(3) 農業地域

農業地域については、土地改良など生産基盤の整備を計画的かつ円滑に推進し、生産性や作業効率の向上を図るとともに、他用途への転用や耕作放棄地の発生を抑制するなど優良農用地の保全に努めます。

(4) 漁業地域

漁業地域については、漁港や漁場の整備など水産業の発展に向けた生産基盤の一層の充実を図るとともに、海岸保全施設の整備を推進します。

(5) 森林地域

森林地域については、水源のかん養、山地災害の防止、温室効果ガスの吸収のほか、住民の保健・休養・レクリエーションの場の提供など多面的な機能を有していることから、計画的な植林や除間伐などにより森林資源の適正な保全と活用に努めます。

第3章 施策の体系

第6期総合計画における施策の体系を次のように設定し、将来像の実現に努めます。

基本目標	施策分野
1 共に支え合い安心して暮らせるまち	1-1 地域福祉
	1-2 子育て支援
	1-3 高齢者福祉
	1-4 障がい福祉
	1-5 保健・医療
	1-6 社会保障
	1-7 防災
	1-8 防犯・交通安全・消費者保護
	1-9 消防・救急
2 誰もが学び続けられるまち	2-1 学校教育
	2-2 社会教育
	2-3 スポーツ
	2-4 文化
3 豊かな資源を活かし挑戦を続けるまち	3-1 農業
	3-2 林業
	3-3 水産業
	3-4 商工業
	3-5 観光
	3-6 航空宇宙
	3-7 雇用・勤労者対策
4 美しい自然と共生する持続可能なまち	4-1 環境保全・脱炭素化
	4-2 ごみ・リサイクル・し尿・環境美化
	4-3 上下水道
	4-4 道路
	4-5 公共交通
	4-6 公園・緑地
	4-7 住宅・宅地
	4-8 火葬場・墓地
5 地域共創やデジタル化が進むまち	5-1 コミュニティ・協働
	5-2 交流・移住定住
	5-3 デジタル化
	5-4 行財政
	5-5 広域行政

第4章 SDGs (持続可能な開発目標)との関連

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ(行動計画)」に基づき、令和 12(2030)年を期限として設定された、17のゴール(目標)と169のターゲットで構成される国際目標です

SDGsの基本的な考え方は、「経済・社会・環境」の3つの側面のバランスが取れた持続可能な社会をつくることにあり、総合的な取組を進めていくことが求められます。

国は、平成 28(2016)年12月、「SDGs実施指針」を決定し、持続可能で強靱かつ誰一人取り残さない、「経済・社会・環境」の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指しています。

私たちの日々の生活は、国境や地域を超えて密接に関連しており、SDGsの取組を進めることは、より良い世界や「未来につながるまちづくり」につながります。

第6期総合計画では、SDGsの視点を取り入れ、各施策と 17 のゴール(目標)を関連付け、国や北海道をはじめ、多様な関係者と連携しながら、総合的な取組を積極的に進めることにより、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

【SDGs(持続可能な開発目標)】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【SDGsの17のゴール(目標)】

目標	内容
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【貧困】</p> <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【飢餓】</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【保健】</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【教育】</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【ジェンダー】</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【水・衛生】</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【エネルギー】</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>【インフラ・産業化・イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【不平等】</p> <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>【持続可能な都市】</p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>12 つくると使ったら減らす循環</p>	<p>【持続可能な消費と生産】</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>【気候変動】</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>14 海の豊かさを増そう</p>	<p>【海洋資源】</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>【実施手段】</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>